

静岡市告示第446号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。)第10条第1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等措置を講ずべき保管事業者を確知することができないので、法第13条第1項後段の規定に基づき、次の通り告示する。

令和4年6月14日

静岡市長 田辺 信宏



1 講ずべき措置の内容

静岡市清水区島崎町 179 番地の 10 において残置された次の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ塩化 ビフェニルの 種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	定格 容量	製造者	形式	製造年月	台数	総重量
高圧コンデンサ	150KVA	日新電機	AF 式	昭和46年6月	1台	106kg

2 措置の期限

令和4年7月13日

3 静岡市長による措置

保管事業者が1の措置を2の期限までに講じないときは、市長が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する場合がある。

4 問い合わせ先

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市 環境局 廃棄物対策課

TEL: 054-221-1364